

令和4年11月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和4年11月25日（金） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 13名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	欠席
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	日高 仙三	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	深田 広文	委員	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 1名 8番 杉 為昭

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第11号 合意解約等について
- 第 3 議案第53号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第54号 農地法第5条に規定による許可について
- 第 5 議案第55号 非農地証明について
- 第 6 議案第56号 あっせんについて
- 第 7 議案第57号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

## ○事務局

おはようございます。

本日は8番の杉委員から欠席の届出が出ており、またA推進委員から欠席の連絡を受けております。

それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これから、令和4年11月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。

なお会議中は携帯電話の電源を切りになるかマナーモードに設定をお願いいたします。また退席するときは議長の許可をもらってから、退席してくださいようお願いいたします。

それでは開会に当たり、会長に御挨拶いただき、そのあと議事進行をお願いいたします。

## ○会長

皆さんおはようございます。

令和4年11月西之表市農業委員会定例総会につきまして、委員、推進委員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。

さて、11月も後半になりまして、今年も残すところあと1か月少々になりました。

サトウキビの収穫が、12月早々に始まるようです。昨日ですかね、安全祈願祭が公社であったようです。今年は台風の影響でサトウキビの反収が、11月1日時点で、反収が3年度実績の6トン784キロより349キロ減の6トン435キロの見込みだそうです。反収は減る見込みですけれども、作付面積がかなり増えておりますので、生産量は前年度より増える見込みです。ちなみに、作付面積が昨年度の615町歩から671町歩に増えたということです。これから霜の被害がないことを祈りたいと思います。

このサトウキビですけれども、無精脱の試験操業、これが今年は本格的にやってみるということで、ただし、個人のキビではなく、今刈取り作業をしている人たちの原料で試験をするようです。これがずっと実現ができると、農家もかなり楽になるのではないかなと思います。

また、馬鈴薯、ブロッコリーの作付等々、非常に農家としては忙しい時期ですけれども、頑張っていたきたいと思います。

皆さん御存じのように、新型コロナの第8波が広がってきております。

幸い熊毛の新規感染者は、最近1、2名で何とか急激に増えないで収まっているようです。これから皆さん体調管理をしっかりしていただきたいと思います。

## ○議長

それでは、本日の会議を開催いたします。

議事運営がスムーズに進みますよう皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

本日の日程は配付しております議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

9番、河本委員、10番、牛越委員を指名いたします。

続きまして日程第2、報告第11号「合意解約等について」です。事務局の報告

をお願いいたします。

### ○事務局

日程第2、報告第11号「合意解約等について」を説明いたします。

資料は1ページから2ページになります。

今月の合意解約は、1番から6番の6件で、現況地目畑、11筆、34,370平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

### ○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。

続きまして日程第3、議案第53号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

### ○事務局

日程第3、議案第53号、「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。

資料は3ページになります。

今月は、所有権移転が2件、賃借権設定1件の合計3件の申請がありました。

1番です。下西校区下石寺地区です。現況地目畑の1筆で、面積3,500平米を賃借により3年間借り受けるものです。

2番です。下西校区川迎地区です。この2番につきましては、資料の修正をお願いします。資料発送後の21日に4筆中、字椎山田比良の3筆の取下げがありましたので、削除をお願いします。従いまして、2番は、現況地目畑の1筆で、面積1,461平米を売買により所有権移転するものとなります。

続きまして3番です。安城校区大野地区です。現況地目畑の1筆で、面積1,346平米を無償で所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

### ○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。続いて担当委員の報告をお願いいたします。まず番号1番2番について2番委員、お願いします。

### ○2番委員

2番です。3条申請許可について、整理番号1番と2番を報告いたします。

11月21日午後1時半から借り人、推進委員立会いのもと、現地調査を行いました。

現地は、下石寺地区から種子島大橋に向かう農道の途中にあり、現在、牧草が植えられておりました。

借り人は、榕城校区の岳之田地区でサツマイモ、サトウキビを作付けし、牛を飼っている担い手農家です。

貸し人は、沖縄県在住で土地持ち非農家です。

この土地は、以前、借り人の義理の父が借りて耕作をしていましたが、耕作をやめることになり、借り人に作らないかとの話があり、今回の契約となったそうです。

借り人は、経営技術、機械等何ら申し分ありませんので、許可相当と考えます。  
続きまして、整理番号2番について報告いたします。

11月21日1時半から譲受人立会いのもと、担当推進委員とともに、現地調査を行っております。

現地は、下西校区川迎公民館のそばで、現在、肩の高さぐらいまであるススキが生えていて原野のようになっていましたが、そのススキを刈り取ってサトウキビを作付ける予定だそうです。

譲受人は、下石寺在住の担い手農家で、サトウキビを中心に作付けを行っております。

譲渡人は、譲受人と親族関係で、住所が鹿児島市内なので、種子島の土地を整理したいということで、譲受人に売買を申し込んだそうです。

譲受人は、経営技術、機械等何ら申し分なく、許可相当と考えます。以上です。

### ○議長

ありがとうございました。続いて、整理番号3を10番委員お願いします。

### ○10番委員

10番です。整理番号3について報告いたします。

11月22日、譲受人、担当推進委員の計3名で、現地確認を行いました。

譲渡人は、譲受人の弟で、県外在住の土地持ち非農家です。

今回の申請農地は、譲受人の家の裏にある農地で、長年譲受人が管理をしてまいりました。お互いの年齢のことも考えた上で、今回の申請に至ったとのこと。

農業機械、技術等何ら問題ありません。許可相当と考えます。以上です。

### ○議長

ありがとうございました。ただいま、担当委員から報告説明がありました。この件につきまして、皆さんから質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。

( 挙手無し )

### ○議長

無いようですので、これから、議案第53号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 全員挙手 )

### ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は可決することに決定いたしました。

続きまして日程第4、議案第54号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。議案の説明をお願いします。

### ○事務局

日程第4、議案第54号「農地法第5条の規定による許可について」を説明いたします。

資料は4ページになります。

1番です。下西校区上石寺地区です。台帳地目が畑の1筆で、面積476平米を宅地に転用するものです。

申請理由としましては、借家住まいで手狭であることから、申請地に一般住宅を建築したいとのことです。

土地の条件としまして、農振農用地区域外で中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。

周辺は、市道、農道、畑、山林、雑種地があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、雨水排水等につきましては、合併浄化槽及び側溝放流で処理されることから、転用による周辺への被害はないと思われま

す。資金調達につきましては、提出された融資証明書によって確認がとれています。

以上で説明を終わります。

### ○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

11日に合同の現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いします。また、調査員の方々お疲れさまでした。

### ○2番委員

整理番号1について、報告いたします。11月11日、調査委員2名、事務局2名、立会人1名で現地調査を行いました。現地は下西校区公民館から上石寺のゴミ処理場に向かう農道の途中にあり、十字路の一角になります。

現地の現況は、もう3、4年耕作されてない畑で、原野に近い状況になっていました。

事務局の説明のとおり、排水等何ら問題もないと思いますので、許可相当と考えます。以上です。

### ○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、調査委員長兼担当委員から説明報告がありましたので、担当委員の報告は、省略します。

この件につきまして皆さんから何か質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

( 挙手無し )

### ○議長

無いようですので、これから議案第54号「農地法第5条の規定による許可について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

### ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定いたしました。

続きまして日程第5、議案第55号「非農地証明について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

### ○事務局

日程第5、議案第55号「非農地証明について」を説明いたします。

資料は5ページから6ページになります。

1番です。下西校区壱泊地区です。台帳地目は畑ですが、平成14年頃から耕作せず、現在は原野となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

2番です。榕城校区田屋敷地区です。台帳地目は、田ですが、平成10年頃から耕作せず、現在原野となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

3番の1です。住吉校区形之山地区です。台帳地目は畑ですが、平成10年頃から耕作せず、現在原野となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

3番の2です。住吉校区浜之町地区です。台帳地目は畑ですが、平成10年頃から耕作せず、現在原野となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

4番です。安城校区大野地区です。台帳地目は、田ですが、昭和30年頃から耕作せず、現在山林となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

5番です。古田校区中之町地区です。台帳地目は田ですが、昭和60年頃から耕作せず、現在山林となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

## ○議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきましても、11日に現地調査が行われております。

調査委員長報告をお願いいたします。

## ○2番委員

2番です。整理番号1について報告いたします。

11月11日、調査委員2名、事務局2名、案内人1名、地区担当委員、担当推進委員立会いのもと、現地調査を実施いたしました。

現地は、自動車学校裏の圃場であり、もう何年も作られておらず、原野になっております。なかなか借手も見つからず、周辺の圃場も、荒れている圃場が多いことから、今後も、借りる人はいないだろうという判断で許可相当と考えます。

続きまして、整理番号2について報告いたします。

現地は、榕城校区田屋敷地区になります。

元〇〇病院の跡地の1番奥の場所で車も入っていけないようなところでした。また、その手前も田として利用していることがなかったようなので、今後も使われることはないという判断で、許可相当と考えます。

続きまして、整理番号3について、報告いたします。

整理番号3の1につきましては、●●病院そばの圃場で、道路わきでとても使いやすそうに見えますが、以前、中間管理事業でお願いをしていましたが、なかなか借手が見つからず、返された土地で、ずっと放置されているような感じでした。地主の方が、毎回草払いをしてくれているのですけれど、石がとても出やすい圃場ということで、許可相当になると考えます。

整理番号3の2につきましても、灯台そばの圃場でありまして、そこも石がすごく多く、また住宅のそばということもあって、なかなか借手もいなかったらしく、許可相当になると考えます。

整理番号4につきましては、大山という字名のとおり、山の中を10分ぐらい歩

いて、ようやくたどり着けるような場所で、昭和30年から作っていないということで、かなりの山林になっていました。許可相当と考えます。

整理番号5につきましては、古田地区の田んぼの先にある畑で、ここも道路のそばではあるのですが、木が生い茂って、農地への再生は不可能であるということで、許可相当と考えます。

以上で報告を終わります。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま、調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員からの補足説明があったら、お願いをいたします。まず整理番号1について、2番委員ですが、調査委員長と兼務なので委員長の報告のとおりとします。

#### ○議長

続いて整理番号2を5番、お願いします。

#### ○5番委員

5番です。整理番号2についてですが、調査委員長が言われた通り、間違いありません。

川のあぜ道のようなところを歩いて行った先の圃場にして、道も車が通れる幅ではなく、ただ奥にある家に住んでいる人が歩いて通るだけみたいなところでした。

問題ないと思います。

#### ○議長

ありがとうございました。続いて整理番号3の1と2を7番、お願いします。

#### ○7番委員

7番です。委員長の報告のとおり、許可相当と考えます。

ここの地区は、昔からも石がとにかく多くて、見てのとおり、草もあんまり生えないぐらい表土も薄いということで、なかなか借手もないところです。許可相当と考えます。以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。続いて整理番号4を10番委員お願いします。

#### ○10番委員

10番です。調査委員長の報告のとおり、許可相当と考えます。以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。続きまして整理番号5を14番委員、お願いいたします。

#### ○14番委員

14番です。調査委員長の報告のとおり、報告どおり間違いありません。以上です。

#### ○議長

はい。ただいま担当委員から補足説明がありました。この件につきまして、皆さんから質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。

#### ○議長

はい、13番委員。

#### ○13番委員

全部許可相当とは思いますが、3番の1と2について、交付基準1の(イ)となっていますけれども、交付基準1の(イ)は、「自然荒廃により、樹木、竹、葦等が繁殖し、農業用機械では、農地への復元が不可能である土地」となっています。そうすると、この3番の1と2は、樹木とか竹とか葦等が生えて、自然荒廃しているという状況ではありません。そこで、交付基準1の(エ)というのがあり、これは、「(ア)から(ウ)以外の場合であって、その土地の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用出来ないと認める土地」で、こっちではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

**○議長**

事務局。

**○事務局**

はい、今、委員の説明があったとおり、交付基準1の(イ)ではなく、交付基準1の(エ)に修正させていただきます。よろしくお願いします。

**○議長**

はい。ということです。最近、別の仕事で3番の1の畑の隣を見て回ったのですが、今回の畑を見たときに、「ここも荒れているな」と言っていたところでした。「誰か借りる人はいないのか」と話したところでしたけれども、今、担当委員の説明を聞いて「そうなのか」というふうに感じたところです。

ほかに皆さんから何かありませんか。

( 挙手無し )

**○議長**

無いようですので、これから議案第55号「非農地証明について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第6、議案第56号「あっせんについて」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

**○事務**

日程第6、議案第56号「あっせんについて」を説明いたします。

資料は7ページになります。

1番です。「貸したい」の申出です。場所は榕城校区上之原町地区です。賃料は、標準価格希望とのことです。あっせん委員につきましては、4番、脇田峰生委員と5番、日笠山隆委員をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

**○議長**

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。

これに関して、私が何人かに声をかけておまして、現場を説明して、借りたい意思があったら報告をもらうことになっています。もし、決まりましたら事務局を



通して報告をしたいと思います。

ほかに無かったら、あっせん委員は、私と日笠山さんですけれども、よろしくお願ひします。

続きまして、日程第7、議案第57号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

## ○事務局

日程第7、議案第57号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。

「利用権の設定について」を説明いたします。

8ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年12月1日から令和7年11月30日までの3年間、地目田、面積1,962平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和4年12月1日から令和14年11月30日までの10年間、地目畑、面積2,884平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳につきましては、9ページを詳細につきましては、10ページから11ページを御覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。

まず、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明いたします。

12ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年12月1日から令和9年11月30日までの5年間、地目田、11,967平米、地目畑、面積42,208平米の合計面積54,175平米で、利用権の設定をする者6人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和4年12月1日から令和14年11月30日までの10年間、地目畑、面積20,265平米、利用権の設定をする者4人、受ける者1人です。

内訳につきましては、13ページを詳細につきましては、14ページから23ページを御覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明いたします。

資料の24ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年12月1日から令和9年11月30日までの5年間、地目田、11,967平米、地目畑、42,208平米の合計面積54,175平米、利用権の設定をする者1人、受ける者6人です。

2段目です。期間が令和4年12月1日から令和14年11月30日までの10年間、地目畑、面積、20,265平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳につきましては、25ページを詳細につきましては、26ページから32ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

**○議長**

ありがとうございました。

それでは担当委員の報告をお願いいたします。まず、整理番号1、2について、5番委員、お願いします。

**○5番委員**

5番委員です。整理番号1、2について、説明します。昨日、11月24日8時より、担当推進委員と借り人立会いのもとで、現地調査を行っております。

整理番号1についてですが、貸し人は鹿児島市在住の方でして、地元には妹さんがおられて、妹さんと電話で連絡をして、確認しております。

借り人は、小牧野在住の認定農業者で、和牛を主体にタバコ等幅広くしている方です。

現地は水田でして、今、バヒアグラスという牧草を作付しておりました。

90アールほど返還する農地があってその代わりに借りたということでした。

問題はないと思います。

整理番号2は、8月のあっせんのおきに出ていた農地です。牧草のイタリアンを植えて、今、芽が出た感じになっておりました。

貸し人は高齢の土地持ち非農家の方で、借り人は、和牛を主体にタバコ、澱粉イモを作っている小牧野在住の認定農家で、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

**○議長**

ありがとうございました。ただいま担当委員から報告がありました。この件につきまして、皆さんから質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。

( 挙手無し )

**○議長**

無いようですので、これから議案第57号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。

会 長 \_\_\_\_\_ 印

9 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印

10 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印